

全柔連公認審判員賠償責任補償制度

公認審判員が行った審判行為に起因して、試合参加者の身体に障害を負わせたり、財物を損壊した場合に生じた法律上の損害賠償責任による損害の補償を目的とした制度です。

① 対象となる試合

全日本柔道連盟と加盟50 団体（47 都道府県の連盟・協会／全日本学生柔道連盟・全日本実業柔道連盟／日本視覚障害者柔道連盟）および構成2 団体（全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟）と日本スポーツ協会スポーツ少年団、講道館、また47 都道府県の柔道連盟・協会を構成する下部団体・組織が主催、主管または後援する試合。

この試合は、団体の年間計画に基づいて開催されるもので（記念大会は含まれる）、あらかじめ開催要綱が定められた公式な試合をいい、練習試合、親善試合、対抗戦等私的な試合を含まない。

② 対象となる審判員

S A B Cライセンス資格が有効な審判員。

または各都道府県の連盟・協会の承認を受けて当該年度の制度加入申し込みをした者。

③ 補償期間

ライセンス登録完了時点から翌年度4月1日16時まで。

④ 補償額

1名につき1億円、1事故につき3億円を上限とし、1事故3万円を自己負担金額とする。

⑤ 加入料

S A B Cライセンス資格登録費に含む。

顧問審判員やライセンス定年者が、各都道府県の連盟・協会の承認を受けて審判活動するために制度加入する場合は180円（1名/年度）。

⑥ 加入方法

S A B Cライセンス審判員は、資格登録費を行うことで自動加入となります。

顧問審判員やライセンス定年者が、加入する場合は各都道府県柔道連盟・協会を通じて加入申込を行ってください。

本制度は、「審判活動中に選手とぶつかりケガをした」など審判員自身の負傷を補償するものではありません。審判員に法的に賠償責任が生じた場合に、その負担を補償するものとなります。

事象例

①絞め技の際に止めるタイミングが遅かったため、選手が脳に障害を負い身体の一部に麻痺が残った。審判員の過失責任に対し賠償請求がなされた。

②副審の椅子を下げるタイミングが遅かったため、選手が椅子に接触し、負傷した。審判員の過失責任に対し賠償請求がなされた。



事故発生時の窓口：株式会社ソーケン 03-3511-2381

対象となるような事案が発生した際には、速やかに上記窓口までご連絡をお願い致します。